

山崎・台峯緑地（都市緑地）基本設計策定業務委託

基本設計

令和7年2月

鎌倉市 都市景観部 みどり公園課

目 次

- 1. 業務概要..... 1
 - 1.1 業務目的..... 1
 - 1.2 業務対象範囲..... 1
 - 1.3 基本設計の位置付けとフロー..... 1
- 2. 現況調査..... 2
 - 2.1 現況写真..... 2
- 3. 基本設計の方針..... 5
 - 3.1 上位計画の位置付け..... 5
 - 3.2 敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定..... 7
 - 3.3 散策路の検討..... 8
 - 3.4 階段・柵の検討..... 9
 - 3.5 サインの検討..... 11
 - 3.6 展望広場の検討..... 13
 - 3.7 落石防護網の検討..... 14
 - 3.8 全体計画図..... 16
 - 3.9 維持管理の検討..... 17
 - 3.10 事業スケジュール..... 22

1. 業務概要

1.1 業務目的

山崎・台峯緑地（都市緑地）基本設計策定業務は、鎌倉市が平成18年（2006年）に策定した「（仮称）台峯緑地基本構想」をはじめとする関連計画や調査結果等を踏まえ、山崎・台峯緑地（都市緑地）に残る豊かな自然環境や横須賀線沿いの低層住宅地の背景をなす樹林地を都市緑地として整備・保全するための基本設計を策定することを目的とします。

1.2 業務対象範囲

山崎・台峯緑地（都市緑地）（鎌倉市山崎字台峯地内 外）8.6ha

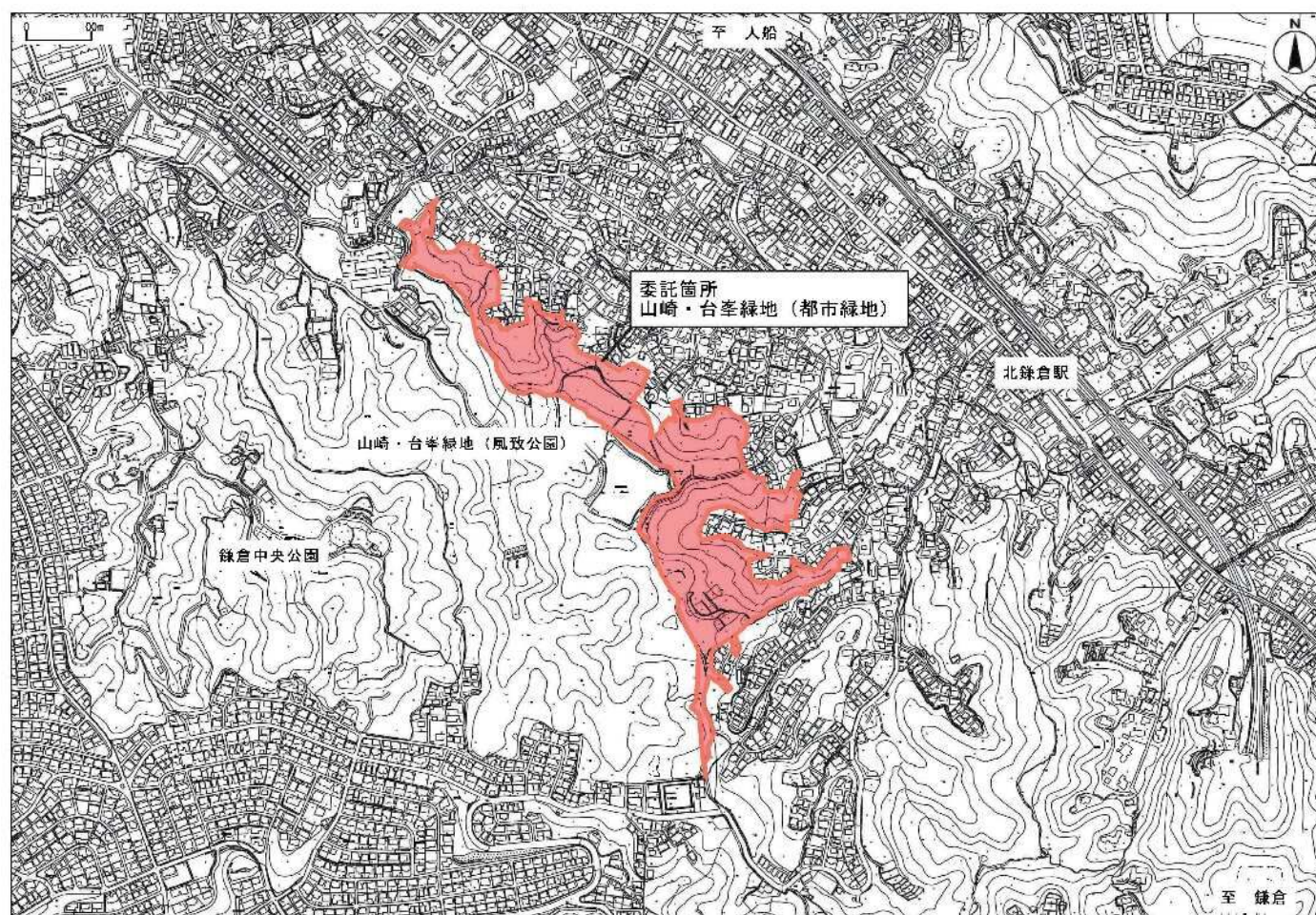


図1.2.1 対象範囲

1.3 基本設計の位置付けとフロー

山崎・台峯緑地（都市緑地）基本設計の位置付けとフローを以下に示します。

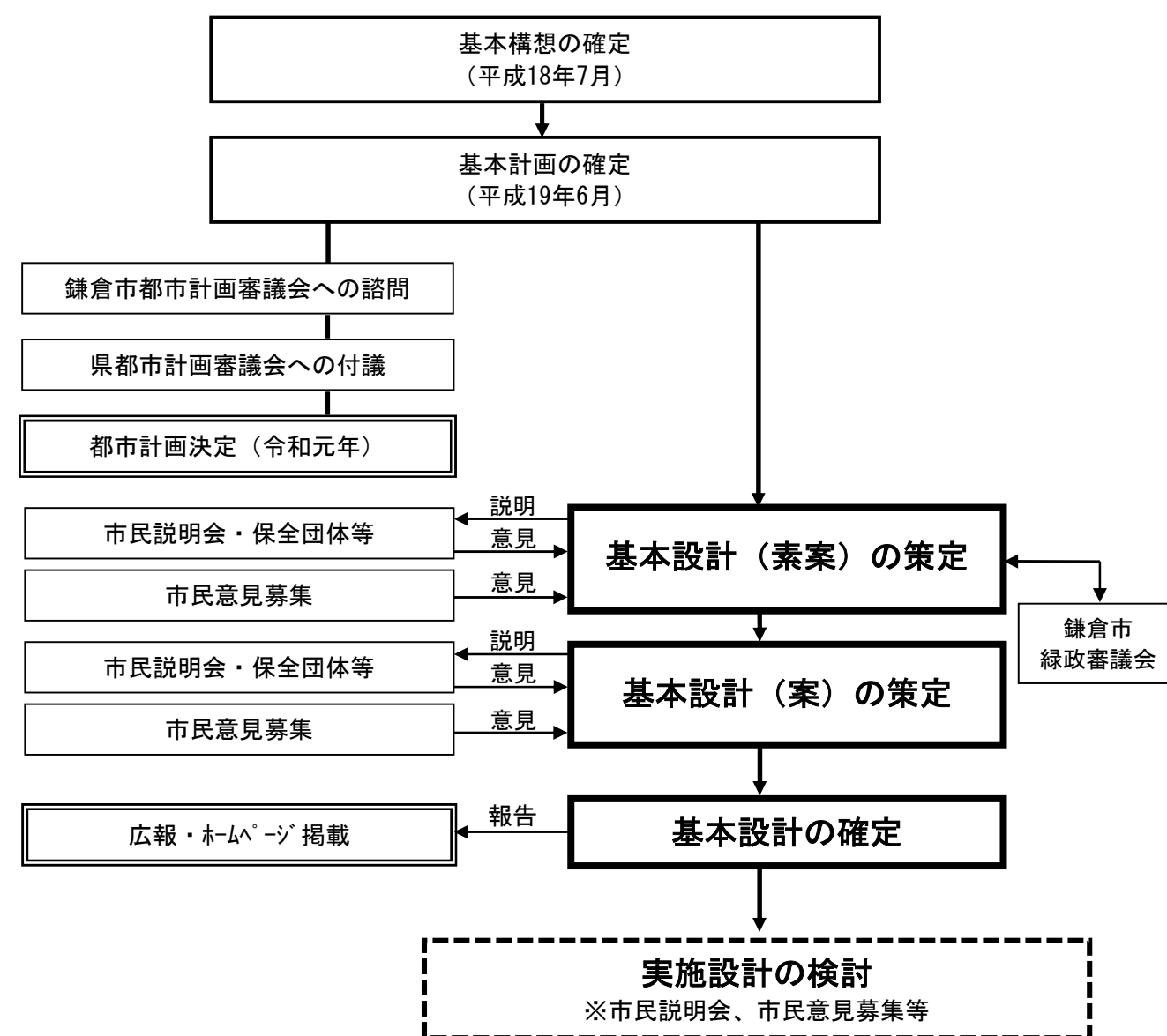


図1.3.1 基本設計の位置付けとフロー

2. 現況調査

2.1 現況写真

整備対象施設の現況写真を以下に示します。なお現在、階段は設置されていません。

(1) 主要入口 各入口部は存在感があまりありません。		(2) 散策路 一部で舗装が見られるが、大半は未舗装の山道です。急勾配箇所もあります。	
			
山ノ内配水池		アスファルト舗装	
			
北鎌倉女子学園入口			
			
山崎小入口			
			
		未舗装	
		未舗装	

(3) 展望広場 展望地点に自然木のベンチが設置されています。		(4) 柵 散策路に急傾斜が隣接している箇所には、擬木や木材、鉄線等の柵が設置されています。	
			
良好な展望（樹木のフレーミングが展望を演出）		擬木柵	金網フェンス
			
展望広場への坂道のアクセス			
	展望広場への坂道のアクセス	鉄線柵	鉄線柵

(5) サイン 木製の案内サイン、誘導サイン、園名サインが設置されています。		(6) テーブル・ベンチ 木製のテーブル・ベンチや自然木を利用した丸太ベンチが設置されています。	
			
案内サイン（山崎・台峯緑地（風致公園））	案内サイン（山崎・台峯緑地（風致公園））	ベンチ・テーブル（山崎・台峯緑地（風致公園））	ベンチ・テーブル（山崎・台峯緑地（風致公園））
			
誘導サイン（山崎・台峯緑地（風致公園））	誘導サイン	丸太ベンチ（自然木）	丸太ベンチ（自然木）
			
誘導サイン（山崎・台峯緑地（風致公園））	園名サイン（山崎・台峯緑地（風致公園））		

3. 基本設計の方針

3.1 上位計画の位置付け

基本設計の検討においては、以下の上位計画に基づいて検討を行います。

【基本構想における理念と方針】（基本構想より）

基本構想においては、本緑地の現状、自然環境の評価、上位計画における位置づけと市民要望の把握整理を通じて、「多様な自然環境」、「環境変化への対応」、「景観資源としての価値」「市民意向への対応」を着眼点として、以下の基本理念が設定されています。

■基本理念

“山崎・台峯緑地の優れた自然環境を守り後世に伝える”

■基本方針

- 鎌倉市における貴重な資源の保全
 - ① 自然環境の多様性の維持
 - ・ 二次林と自然林を含む多様な植物群落と水辺の植物までが見られる豊かな植生環境
 - ・ 多様な植栽基盤の上に貴重種を含む多様な動物が成育
 - ・ 植生と水環境の保全を中心とした取り組みにより、自然環境の多様性を維持
 - ② 貴重種等の生育環境の維持
 - ・ 生態系の上位に位置するフクロウなど多くの動物類の貴重種が成育
 - ・ ハンノキ等の樹林としても鎌倉市の中では他で見ることのできない群落
- 鎌倉の都市景観資源としての保全
 - ① 北鎌倉方面からの緑地景観の維持
 - ・ JR横須賀線車窓や鎌倉街道の西側に見える斜面林、東側の円覚寺を含む樹林とともに、古都鎌倉の景観形成に重要な役割を果たす景観
 - ② 台峯緑地内の特徴的な景観の維持
 - ・ 里山的な景観、湿地や池、ハンノキ林などの特徴的な景観、尾根道から望む円海山方面の眺望、尾根道に残る大径木のサクラなど、鎌倉の風景を体感できる景観

出展：（仮称）山崎・台峯緑地基本構想，（仮称）山崎・台峯緑地基本計画

【保全・活用方針】

基本構想においては、台峯緑地の自然環境の保全のため、以下の方針が設定されています。

■市民利用のための活用方針

- 線と点での利用に限定して活用する
- 活用のための利便施設、管理施設の導入は最小限に止める 等

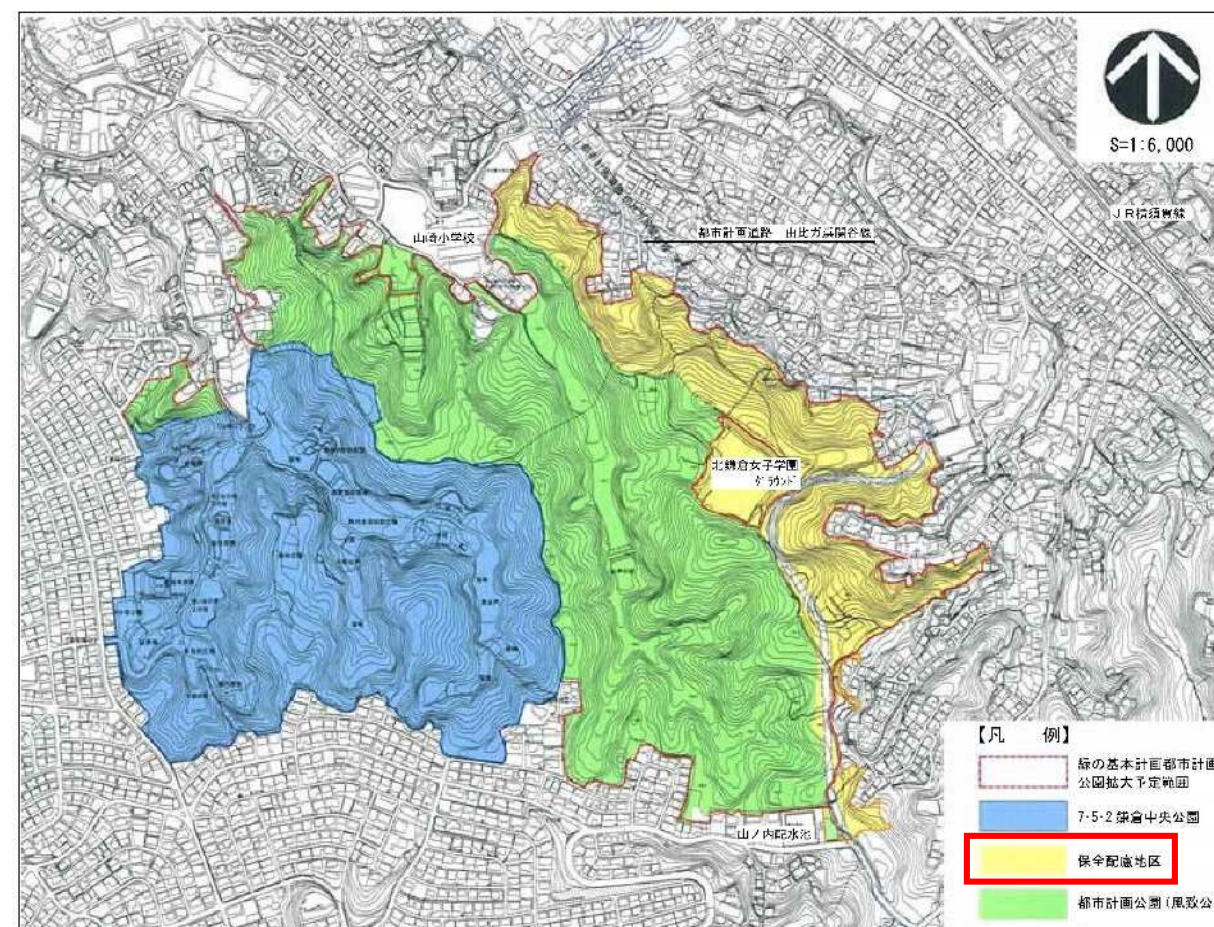
出展：（仮称）山崎・台峯緑地基本構想

【保全施策展開区域】（基本計画より）

本基本設計の対象範囲は、基本構想策定時に「保全配慮地区」として位置づけられており、その後、平成31年に「第3号 山崎・台峯緑地」として都市計画決定、令和元年に都市計画事業として認可されました。（現在は保全配慮地区から除外）

※保全配慮地区

都市緑地法に基づき設定する、緑地保全地域及び特別緑地保全地区以外の区域であって、重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区で、緑地の保全を図るべき必要がある緑地について、市民緑地の指定や条例による保全措置等により、市民の理解と協力を得ながら計画的かつ総合的に緑地保全の政策を推進するために指定する地区。



注：本図は概念図であることから、概ねの位置関係を示しているものであり、区域を確定するものではない。
基本計画（案）公開後、都市計画公園（風致公園）の範囲を変更しており、詳細は「7.保全のための施策案」（287）に示す。
なお、区域の境界などは、現地測量を経て確定する。
また、北鎌倉女子学園グラウンドは、本基本計画により、景観的価値としての機能の保全及び身近な自然環境である緑地の保全に対応すべき区域として、隣接する保全配慮地区（台地区）に含めた。

図4-1 保全施策展開区域

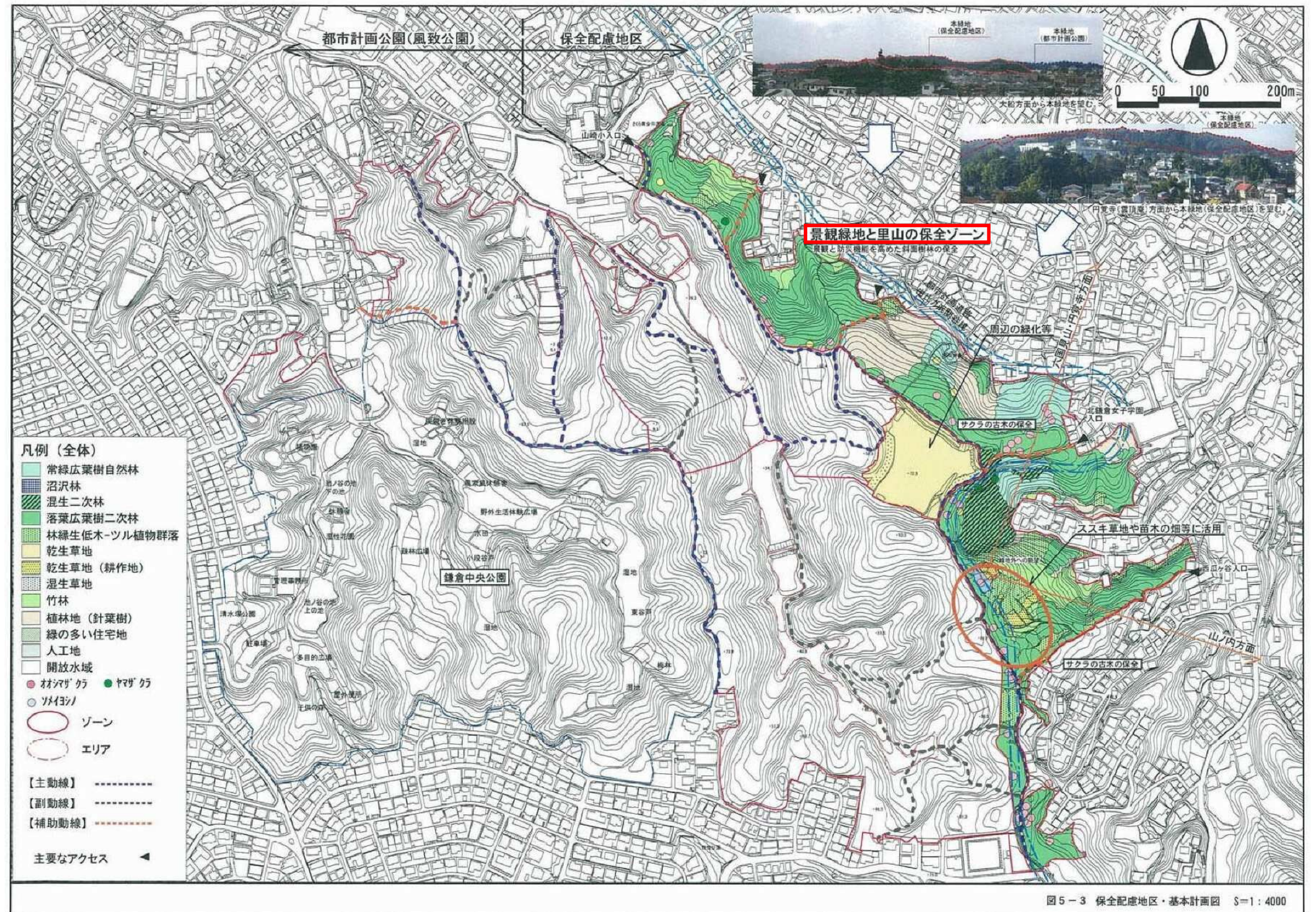
出展：（仮称）山崎・台峯緑地基本計画

【ゾーニング】（基本計画より）

本基本設計の対象範囲は、「**景観緑地と里山の保全ゾーン**」に位置付けられています。

※景観緑地と里山の保全ゾーン

- ・ 北鎌倉の景観を形作る斜面緑地を適切に保全し、尾根筋に残された里山の環境・景観を保全するゾーン
- ・ 尾根筋の一部の区域において、歴史的な経緯を踏まえ、茅場、畑等の再生を行う。



出展：（仮称）山崎・台峯緑地基本計画

3.2 敷地・施設容量からみた利用者数の検討と設定

【利用者数の試算】

本緑地の施設規模の算定基準となる利用人数を算出するにあたっては、基本計画において本緑地の特性から自然公園法に基づいて試算が行われています。基本設計では、本緑地をできるだけ自然のままに利用する観点から線（散策路）と点（展望広場）の利用に止めるため、それらの利用空間から適正収容人数を算定し、利用者数の算定の補足を行うものとします。

本緑地の利用空間における適正収容人数からの算定結果と、年間利用者からの自然公園の算定法に基づいた試算結果を以下に示します。これらの検証により、年間使用者数からの自然公園の算定法に基づいた試算結果は、利用空間における適正収容人数の結果からみても妥当であることが確認されたため、最大時利用者人数を36人と設定します。

表3.2.1 利用空間の適正収容力からの試算

本緑地の主な利用空間は、散策路と展望広場の2つに大別される。それぞれの空間利用の規模より適正な収容人数を算定すると以下のようになる。

□散策路（線の利用空間）

- ・ 「散策路A」 延長 約910m × 1.0m = 約910m²
- ・ 「散策路B」 延長 約750m × 0.75m = 約563m²
- ・ 「散策路C」 延長 約310m × 1.8m = 約558m²

合計 約2031m²

$$2031\text{m}^2 \div 60\text{m}^2/\text{人} \times = 33\text{人}$$

（出展：「主要施設整備規模算定資料-建設省関東地建園営公園資料」よりの原単位）

□展望広場（点の利用空間）

- ・ 「眺望広場」 約250m²

※ 各施設や周辺植栽等を除き、広場の利用が行える空間を概ね50%と想定する

※ 本緑地の自然環境を活かした静的利用が中心のため、一人当たりの広場面積をゆとりある20m²とする

$$250\text{m}^2 \times 50\% \div 15\sim 20\text{m}^2/\text{人} \times = 6\text{人}$$

（出展：建設省自然公園環境局自然環境整備課「自然公園等事業技術指針」（2001））

□適正収容人数

適正収容人数 = 散策路の適正収容人数 + 展望広場の適正収容人数

$$33\text{人} + 6\text{人} = 39\text{人}$$

よって、適正な収容人数としては39人程度まで可能と考えられる

表3.2.2 年間利用者数からの試算（自然公園の算定法）

自然系の緑地で、簡単なトイレ程度の施設整備しかしていない「はやま三ヶ岡山緑地 29.6ha」では、年間利用者数が24,000人であり、この事例より算定すると以下のようになる。（H16神奈川県へのヒアリングによる）

□年間利用者数の算定

事例による原単位（人/ha）は、810人/haである

$$810\text{人/ha} \times 8.6\text{ha} = 6,966\text{人/年}$$

よって、7千人程度の年間利用者数が想定される

□平均日利用者数

休園日を設けないとして、

$$6,966\text{人/年} \div 365\text{日} = 19\text{人/日}$$

□最大日利用者数

最大日利用者数（Vd max） = Va（年間利用者数） × Rd（季節型最大日率）※

※ 季節型最大日率：Rd：春夏秋冬の通年の利用が見込まれることから4季型と設定した。
4季型の係数は1/100

（出展：建設省自然公園環境局自然環境整備課「自然公園等事業技術指針」（2001））

$$\text{最大日利用者数（Vd max）} = 69\text{人/日}$$

よって、69人程度の日当たり利用者数が想定される

□平均時間当たり利用者数

平均時間当たり利用者数 = 回転率※ × 平均利用者数

※ 回転率は、滞在時間の長さにより係数が決まる。市民アンケートによる平均滞在時間は2時間。回転率は1/1.9とする

（出展：建設省自然公園環境局自然環境整備課「自然公園等事業技術指針」（2001））

$$\text{平均時間当たり利用者数 } 10\text{人} / \text{時}$$

□最大時利用者数

最大時利用者数 = 回転率 × 最大日利用者数

$$\text{最大日利用者数 } V_h \text{ max} = 36\text{人}$$

よって、36人程度の最大時利用者数が想定される

※ 試算方法は、基本計画時の試算方法と同様とした。

上記の試算結果から、現在の散策路と展望広場の適正収容人数の試算は「39人」であることに對し、想定される最大利用者数の試算は「36人」であるため、現在の散策路と展望広場の施設規模は適正であり、新たに整備拡張する必要はないと思われる。

3.3 散策路の検討

【整備方針】

- 一部副動線（ツノ坂）を整備します。
- その他の散策路については、現道の維持を基本とします。

※ 詳細検討は実施設計で行います。

幅員：現況に合わせた幅員とします。

舗装：舗装材による舗装はしません。凹凸のある道を整地し、歩く部分を締め固めます。

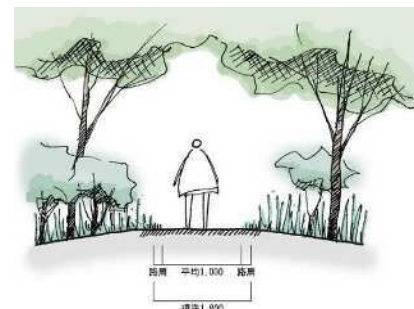
表 散策路の概要一覧

種別	適用
主動線（尾根部）	幅員1.0m程度（現況幅員を基本とする）
副動線	幅員0.75m程度（現況幅員を基本とする）
管理動線	幅員1.8m程度（現況幅員を基本とする）

※ 散策路は隣接する「山崎・台峯緑地（風致公園）」と連続する施設のため、幅員の考え方は「山崎・台峯緑地（風致公園）」と統一させました。



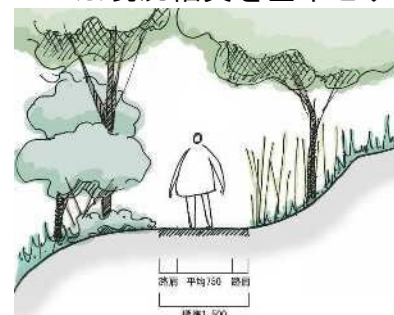
主動線



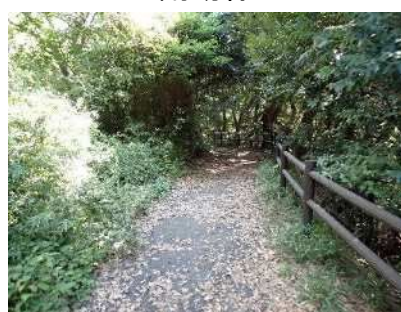
※現況幅員を基本とする。



副動線



※現況幅員を基本とする。



管理動線



※現況幅員を基本とする。

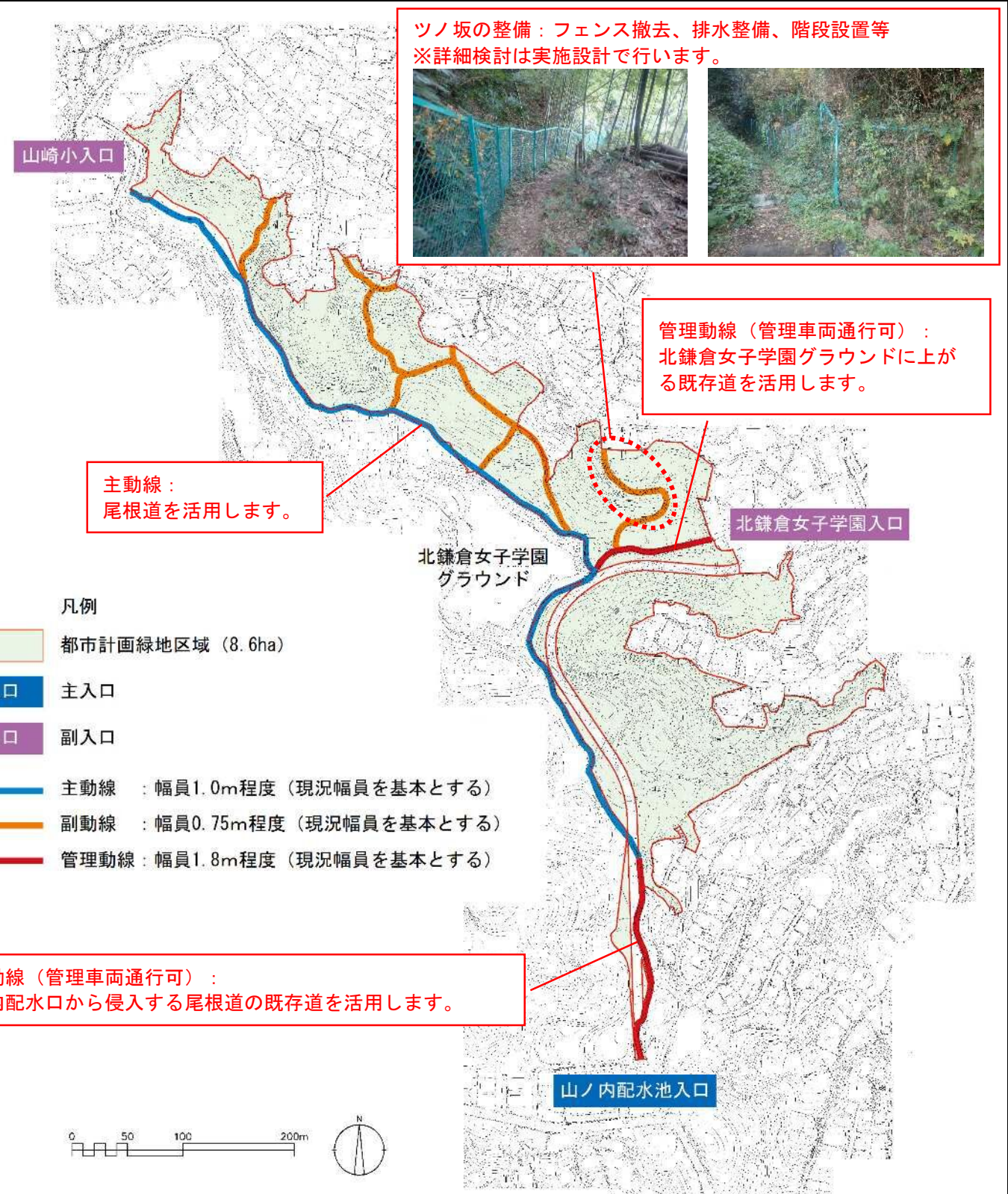


図3.3.1 散策路配置計画

3.4 階段・柵の検討

【整備方針】

- 階段は急勾配やぬかるみがあり、特に歩きにくい散策路にのみ設置します。
- 柵は破損している鉄線柵がある箇所にもみ新設します。
- 材質は安全性、耐久性を考慮したうえで、ボランティア団体と協議、調整を行い、引き続き検討します。

※ 詳細検討は実施設計で行います。

階段：以下の2箇所に設置します。

	現況	設置イメージ
ツノ坂	 ぬかるみがある散策路	 階段 (W=0.75m)
北西の副動線	 急勾配な散策路	 階段 (W=0.75m)

柵：以下の1箇所に設置します。

	現況	設置イメージ
北鎌倉女子学園グラウンド北東側	 柵破損部	 柵



資料：階段・柵の素材比較

表 3.4.1 階段・転落の素材比較表

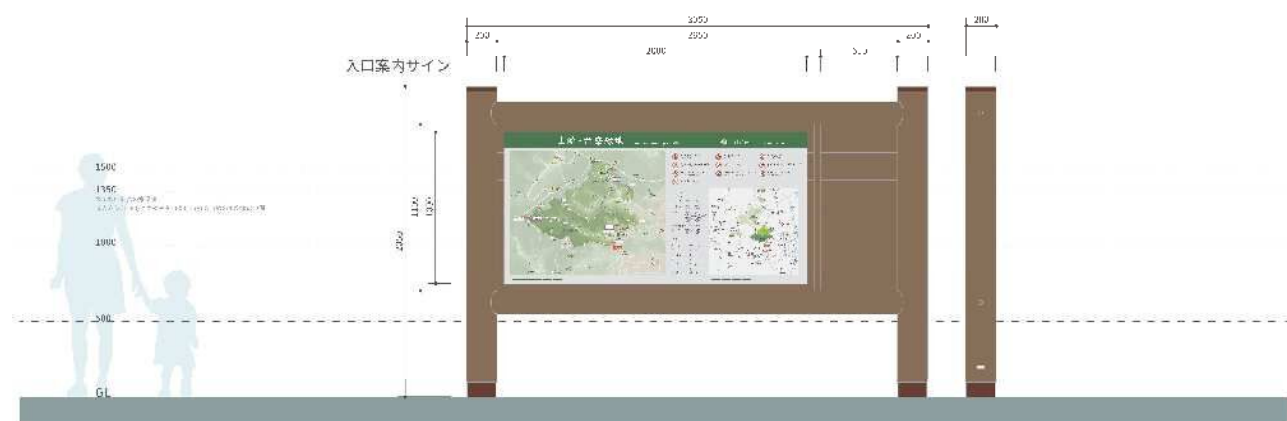
		ﾌﾟﾗｽﾁｯｸ		自然木	
素材イメージ					
設置イメージ	階段	 ツノ坂	 北西側の副動線	 ツノ坂	 北西側の副動線
	柵	 北鎌倉女子学園グラウンド北東側		 北鎌倉女子学園グラウンド北東側	
環境性		○ リサイクルプラスチックを原料としており、地球環境にやさしい（エコマーク認定品）基礎ブロックを使用せず外部環境への負荷は少ない。		◎ 素材に杉などの天然木を使用し、防腐材を注入する。間伐材を有効利用出来る。基礎ブロックを使用しないため外部環境への負荷は少ない。	
景観性		○ 表面模様は、クヌギの木肌から採取した模様で本物の木肌に近い。茶系の色合いが景観に調和する。表面塗装でなく原料に着色しているため、表面の色落ちが発生しない。		○ 天然木を使用しており、周囲の景観に調和する。腐食による汚れ、割れ、欠けなど耐久性が劣るため、長期的には外観が劣る。	
維持管理性		◎ 耐用年数：30年以上 紫外線、風雨、凍害、塩害等の条件において長期的に耐えうる。		△ 耐用年数：10年程度（交換が必要となる） 水気のある場所では、腐食が促進する。環境により5年程度での腐食も発生する。腐食による割れ、欠け、ささくれが、安全を損なう場合もある。	
備考					

3.5 サインの検討

【整備方針】

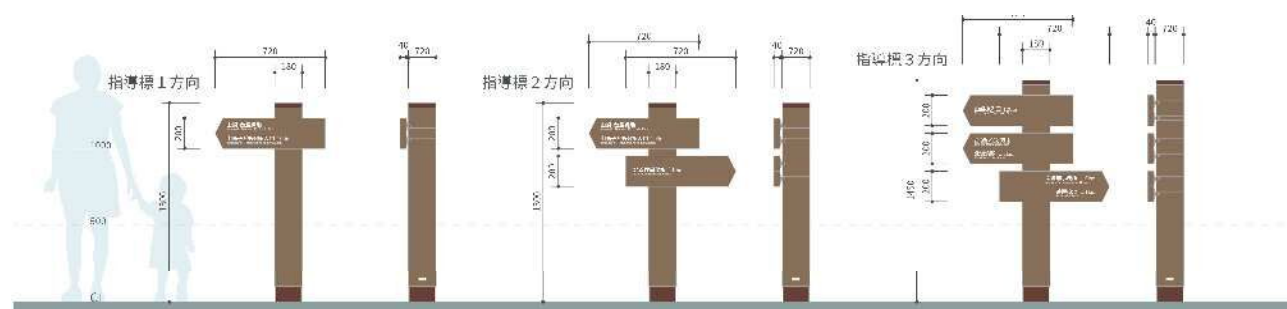
- 主・副入口に入口案内サイン、園名サインを設置します。
- 主動線からの分岐部に誘導サインを設置します。
- 展望広場の解説サインは、景観に配慮し、設置不要とします。
※ 既存サインの盤面修正等については、新規サインの盤面と併せて検討します。
※ 詳細検討は実施設計で行います。

入口案内サイン（木製）：主・副入口に設置します。



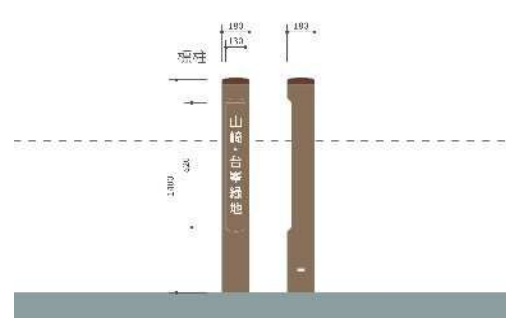
入口案内サインイメージ

誘導サイン（木製）：主動線からの分岐部に設置します。



誘導サインイメージ

園名サイン（木製）：主・副入口に設置します。



園名サインイメージ

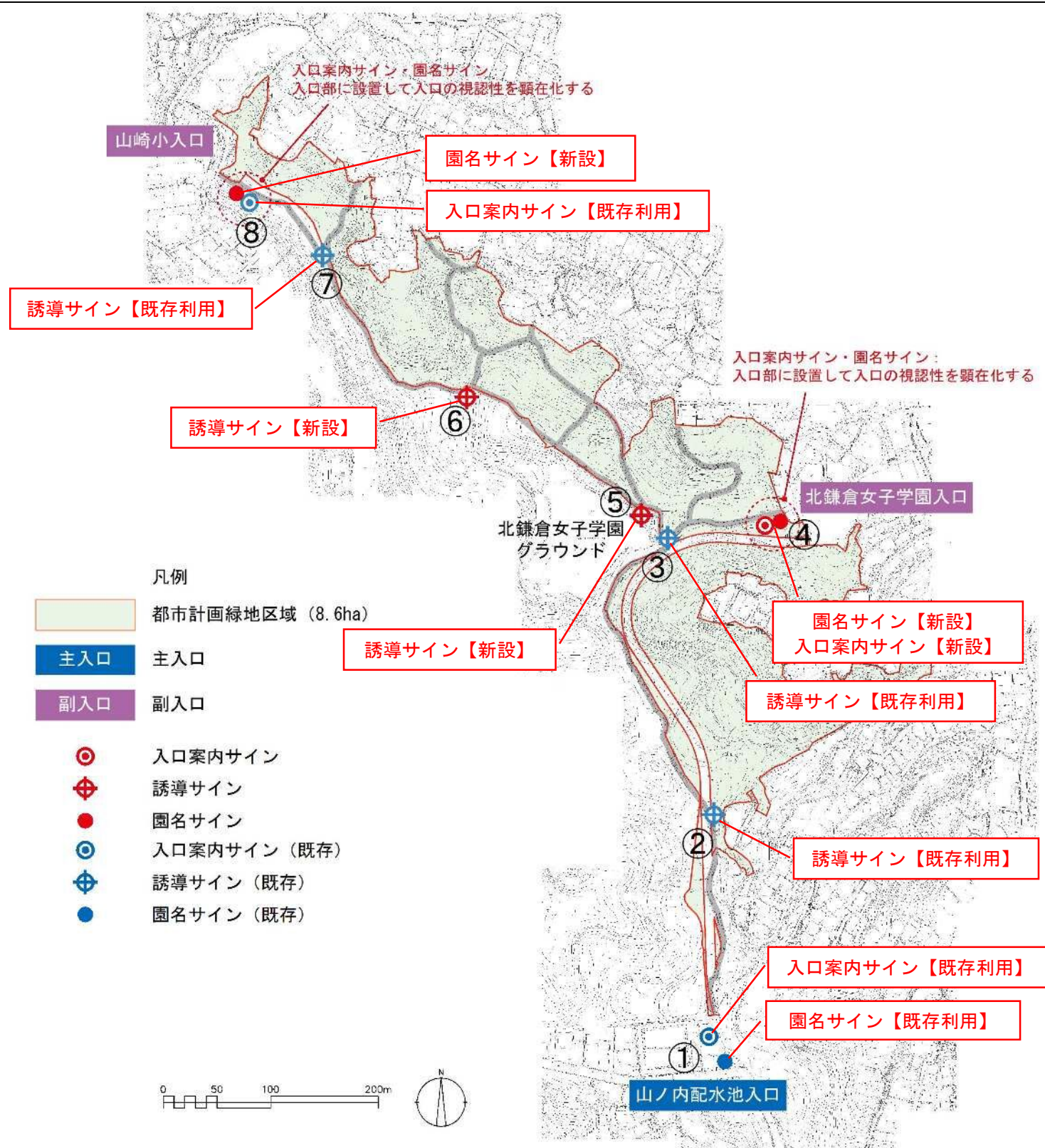


図3.5.1 サイン配置計画

表3. 5. 1 サイン計画箇所の現況写真

			
① 主入口（現況サイン利用）		② 散策路の主要分岐部（現況サイン利用）	③ 散策路の主要分岐部（現況サイン利用）
			
④ 副入口（サイン計画位置）	⑤ 散策路の主要分岐部（サイン計画位置）	⑥ 散策路の主要分岐部（サイン計画位置）	⑦ 散策路の主要分岐部（現況サイン利用）
 ⑧副入口 (現況サイン利用+サイン計画位置)			

3.6 展望広場の検討

【整備方針】

- 景観に配慮し、新たな整備は行いません。
※ベンチや階段等の新設要望を受けた際は、設置場所や材質等についてボランティア団体と協議しながら対応を検討します。



現況の展望広場全景



自然木の丸太ベンチ



ピクニック等の
多目的利用が想定される広場

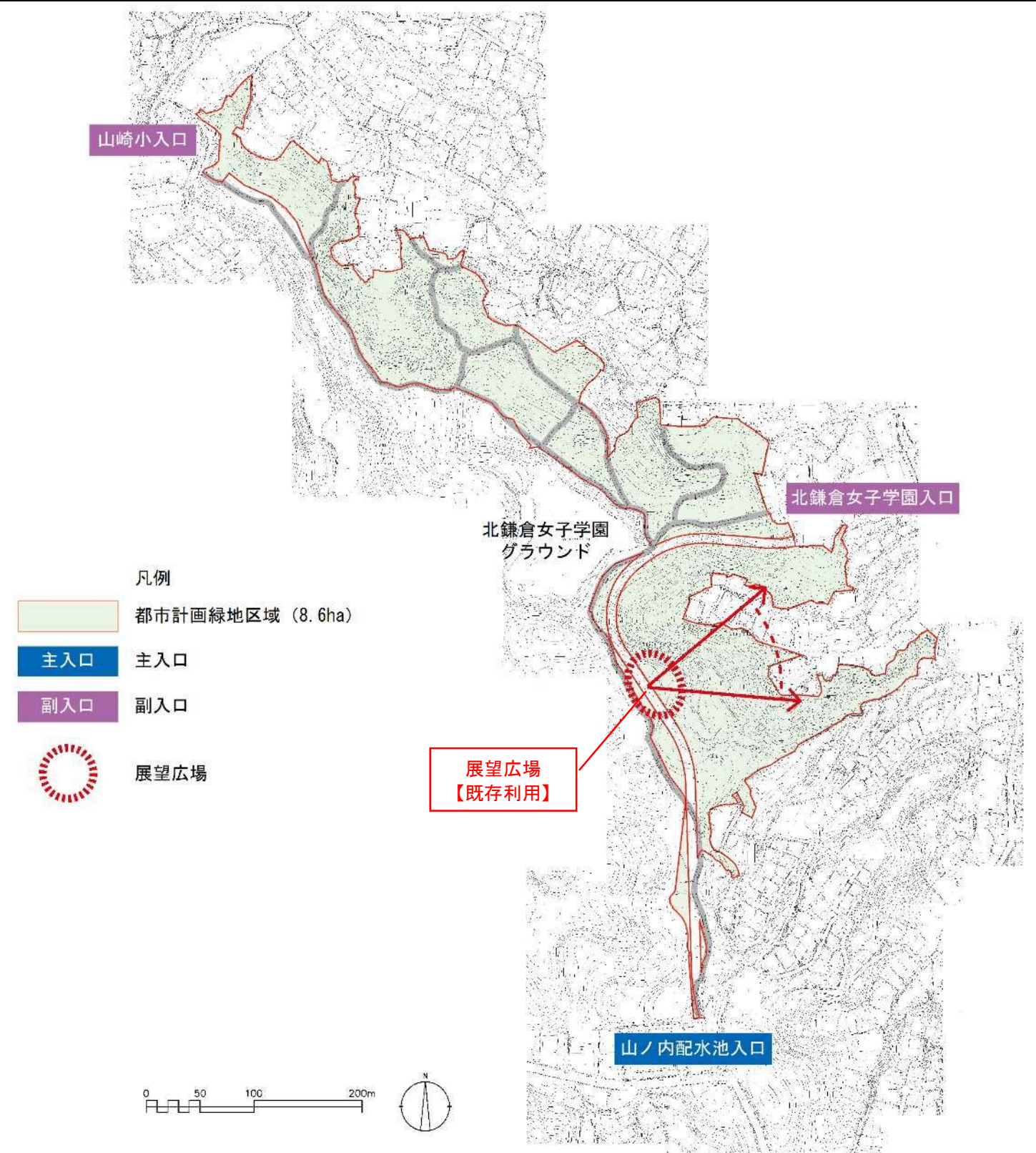
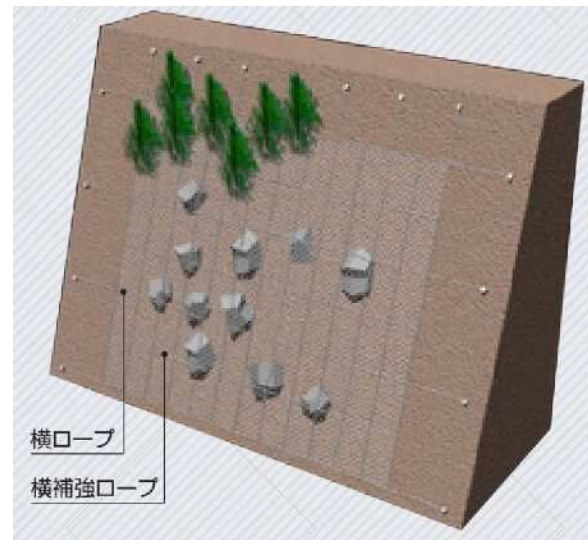


図3.6.1 展望広場位置図

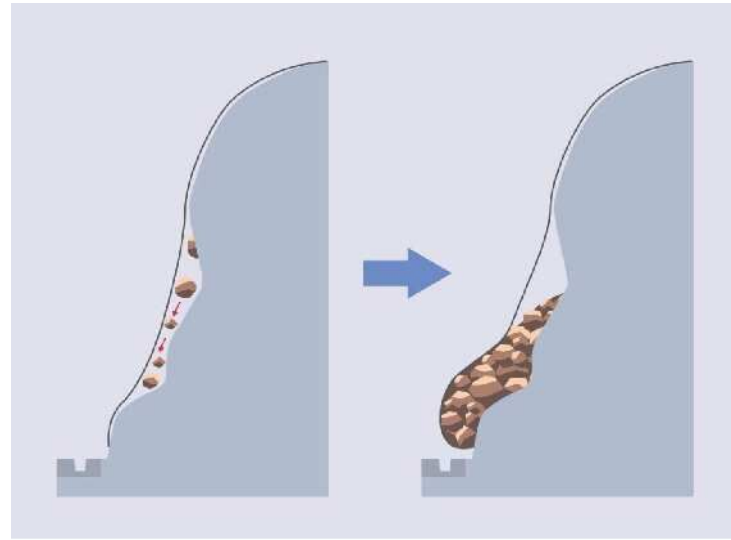
3.7 落石防護網の検討

【整備方針】

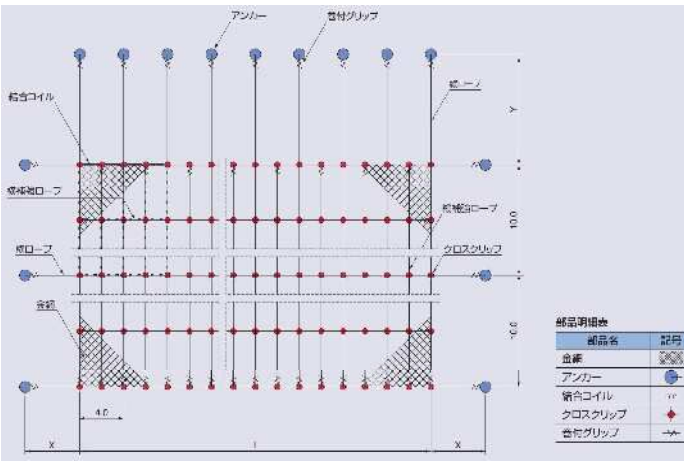
- 急勾配斜面表層の剥落や飛散を防止するため、急崖露頭部に落石防護網を設置します。
- ※ 落石防護網は剥落や落下の危険性がある発生源をネットで覆う工法で、ネットが密着し発生防止効果を発揮するほか、発生した場合においてもネット内を法尻まで誘導する効果があります。



覆い式落石防護網イメージ



断面イメージ



構造例



施工例

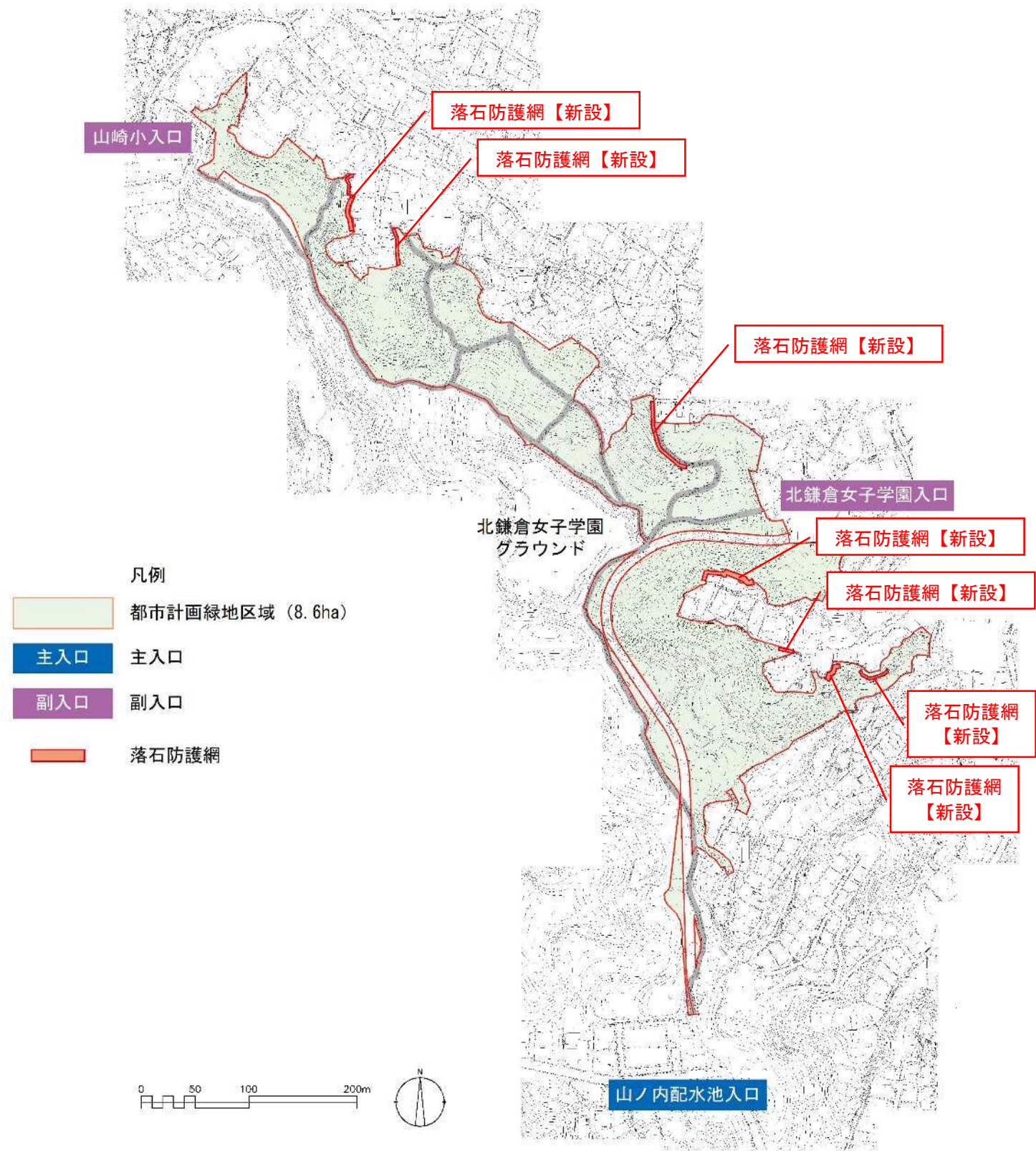


図3.7.1 落石防止網配置計画図

表3.7.1 露頭箇所の現況写真



露頭(1)
急角をなす



露頭(1)拡大図
表面軟質化



露頭(2)
道路側方の急勾配のり面



露頭(2)拡大図
剥落跡



露頭(3)北側より
道路側方の急勾配のり面



露頭(3)南側より
道路側方の急勾配のり面

3.8 全体計画図

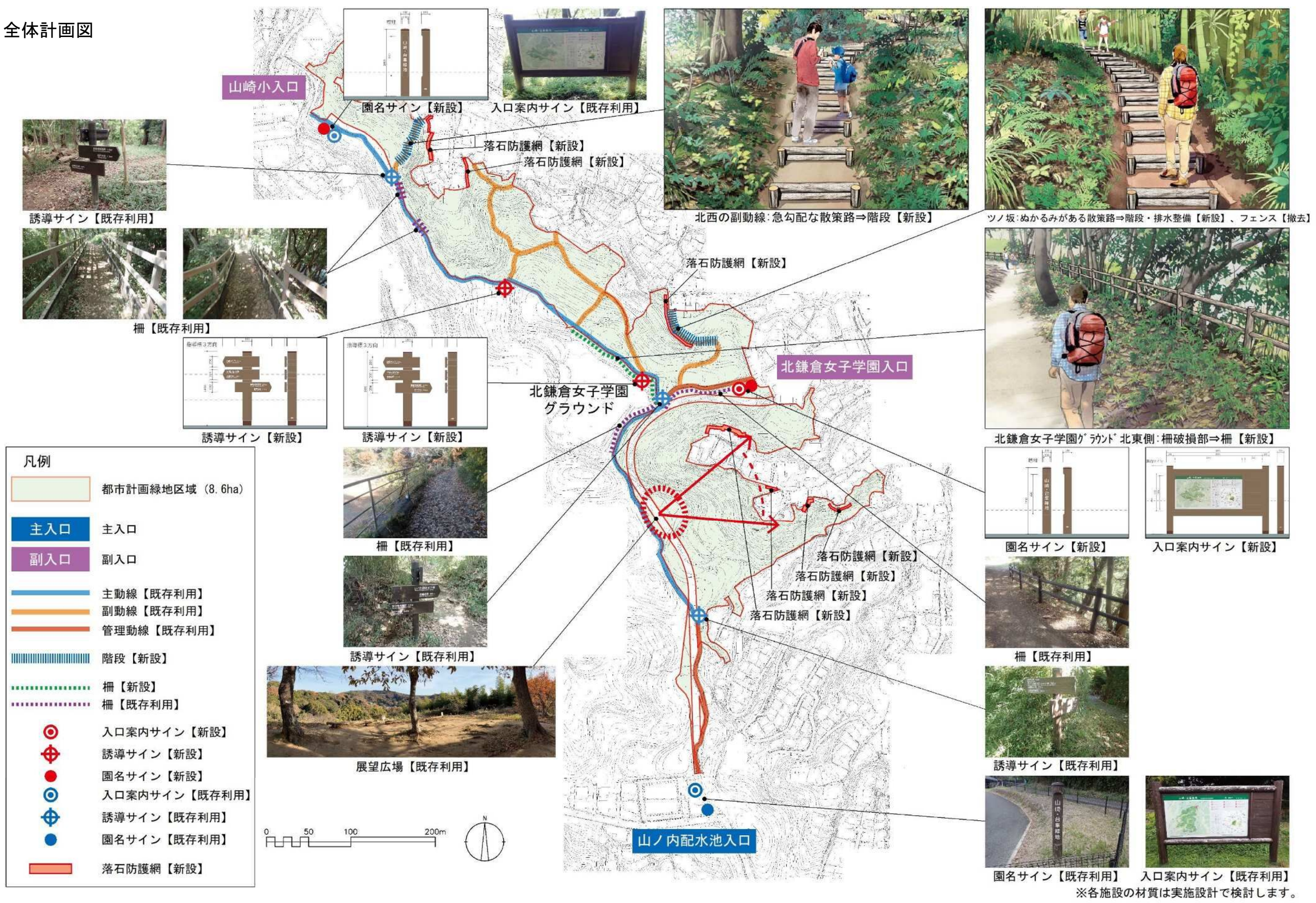


図3.8.1 全体計画図

3.9 維持管理の検討

【維持管理方針】 ● 市とボランティア団体と指定管理者の三者協議の体制づくりを検討します。 ● 三者協議では、基本構想や基本計画の考え方に基づき、具体的な維持管理等の内容について話し合います。 ● 供用開始前に、自転車や二輪車の通行条件を整理します。 【維持管理の項目例】 （基本計画の「樹林地等の保全管理」参照） ① 斜面樹林の保全管理 ・ 傾斜木の伐採 ・ 林床の下刈り ・ 古竹の除伐 等 ② 耕作放棄地の環境再生 ・ 草刈り 等 ③ 尾根道の樹林地の保全管理 ・ 林床の下刈り ・ 眺望地点の、視線を妨げる樹木の枝払い 等 ④ 桜の古木の保全 ・ 踏圧防止 ・ 被圧木の枝卸しや除伐 等 ※ 現在、鎌倉市で例年実施している維持管理は、散策路沿いや外周部の枯損木等の除去や下草刈りをみどり公園課で発注しています。こちらは引き続き実施していく予定です。	里山である本緑地の自然環境は人による継続的な手入れが無くては維持できないものである。基本構想・基本計画では維持管理について、以下のように設定している。 【基本構想における維持管理の考え方】（基本構想より） （１）維持管理の目的 本緑地の維持管理は基本理念である「台峯緑地の優れた自然環境を守り後世に伝える」ことを目的として実施することであり、維持管理の目的を自然環境の保護・保全の課題に対して以下のように設定する。 ① 自然林、二次林、貴重な群落などからなる多様な樹林地の保全 ② 湧水口、水路、湿地、池など多様な水環境の保全 ③ 荒地、草地、耕作放棄地などの人的関与が必要な群落の適切な目標設定による誘導 （２）維持管理の方針 ① 計画～実施～成果～調査のサイクルの維持管理 ・ 維持管理は、計画から維持管理の実施、その成果、成果に対する継続的なモニタリング調査、その調査結果を維持管理手法や計画に反映する循環型の流れで行う。 ② 優先順位を決めて、段階的に拡大させる維持管理 ・ 自然環境の荒廃度など緊急性を勘案し、優先順位を定めながら段階的な維持管理を行う。大面積の維持管理による生態系へのダメージを避ける意味からも、段階的に規模を限った維持管理を行うことが重要である。 ③ 緑地内での資源のリサイクルができる維持管理 ・ 維持管理によって発生する発生材はできるだけ緑地内での有効活用を図り、緑地内での資源の循環を図るようにする。 （３）維持管理の分担 ① 市民参画による維持管理と環境学習 現在まで多くの市民によって自主的な維持管理が行われ、貴重な緑地が残されてきた。諸団体の活動や市民の環境への関心の高まりに答えるためにも、緑地の維持管理の方針策定は市民との協働で行い、市民・行政が一体となった仕組みを相互の理解と協力を基に築き上げる必要がある。 ② 専門家を交えた維持管理 維持管理の品質の確保、また環境学習機能を確保するためには、自然環境に詳しい専門家をまじえて展開することが必要である。 ③ 市民と行政との役割分担、責任分担を明確にする 維持管理における市民と行政の責任分担、作業の危険性をよく勘案し、適正な役割分担を明確にすることが重要である。 出展：（仮称）山崎・台峯緑地基本構想
---	---

【基本計画における維持管理の考え方】（基本計画より）

（１）植生管理の方針

本緑地の自然環境の保全上重要となる植生の維持管理についての方針を以下のように整理する。

植生管理にあたっては、現況の自然を多様で良好な環境として維持・保全し、さらなる多様度の向上を図るため植生管理を行うとともに、小中学生や市民が管理活動を通じて、自然とふれあい、本緑地への愛着や市民が守る緑地としての意識が高まることを期待する。

- 各ゾーンの環境目標・特性に基づき、必要に応じて更新等を行いながら、動植物の生息・生育環境、植生に対応した管理を行う。
- 管理の緊急性に応じ、段階的な管理を進める。
 - ・ 谷戸の乾燥化による湿性植物や水生動物の減少、ツル性植物や帰化植物の繁茂による周辺植生への被圧等、早期に対策を施す必要のある場所から管理を行う。
- 地元経験者・専門家に協力を得ながら、協働を含めた市民の参画による継続的な管理を目指す。
 - ・ 急傾斜地での管理作業や自然環境に配慮した管理が求められること等から、地元経験者や専門家（造園業者等）に協力を得ることを検討する。
 - ・ 市民の参画をめざすことから、できる限り市民が楽しみながらできる維持管理プログラム（対象、手法、役割分担、実施スケジュール等）を検討する。
 - ・ 管理の継続が重要であり、管理技術の蓄積・継承を図りながら、長期にわたり目標とする環境に向け、一貫した管理が続けられるように留意する。
- 定期的にモニタリング調査を行い、管理手法について検討・見直しをしながら、管理を行う。
- 維持管理による発生材等の有効活用を図る。
- 保全上重要な区域である湧水地点周辺や林縁については、各ゾーンの環境目標・特性をふまえつつも、それぞれの機能が損なわれることのないよう十分留意し適切な維持管理を行う。
 - ・ 湧水地点周辺は、荒らさないための保護策を講じて、現在の環境を維持する。
 - ・ 林縁は、各ゾーンの環境目標・特性を踏まえ、草刈り・ツル切り等の手入れの度合を変えることにより、より多様な環境を保全する。

ゾーン毎の主な植生の保全管理手法例を資料編に示す。なお、具体的な手法の選定にあたっては、管理体制等を勘案しながら、これらに示す手法の中から状況に適したものを選択して実施し、その維持管理活動にモニタリングを組み込むことによってシステム化しながら段階的に実行する。

出展：（仮称）山崎・台峯緑地基本計画

【基本計画における位置づけ】（基本計画より）

景観緑地と里山の保全ゾーン

（１）樹林地等の保全・活用の方針

景観緑地と里山の保全ゾーンにおける、保全・活用方針を以下のように整理する。

表 景観緑地と里山の保全ゾーンの保全・活用の方針

ゾーン区分	保全・活用の方針	主な保全管理
景観緑地と 里山の保全 ゾーン	● 北鎌倉の背景となる美しい斜面樹林の形成 ・ 景観や防災面にも配慮した安定した斜面樹林の保全 ● 尾根筋に残された里山景観の保全 ・ 茅場の再生 ● 古くから利用されている尾根道を活用した散策利用 ・ 尾根道を活用した散策路の整備 ・ 尾根道からの眺望の解説 ・ 尾根道沿いのサクラの古木の保全	・ 斜面樹林の保全管理 ・ 耕作放棄地の環境再生 ・ 尾根道の樹林地の保全管理 ・ サクラの古木の保全

（２）樹林地等の環境目標イメージ

景観緑地と里山の保全ゾーンは、鎌倉の玄関口として横須賀線の車窓より北鎌倉の市街地の背景となって見える緑豊かな斜面樹林を有しているゾーンであり、この斜面樹林を彩りのある良好な樹林として連続的に保全するとともに、斜面下の住宅地への災害防止にも配慮した安定した樹林としての保全管理をめざす。

また、尾根道は主要な生活道として古くから利用されていた道であり、その歴史を感じさせる塚や点在するサクラの古木を活かすとともに、西は富士山への遠望、東は円覚寺・六国見山から円海山への遠望を楽しめる展望休憩スペースを確保しながら、市民が散策路として眺望を楽しめるよう配慮する。

あわせて、尾根筋上に見られる耕作放棄地をかつて利用されていた茅場として再生することにより、かつての里山の景観や里山の自然環境にもふれられるよう配慮する。

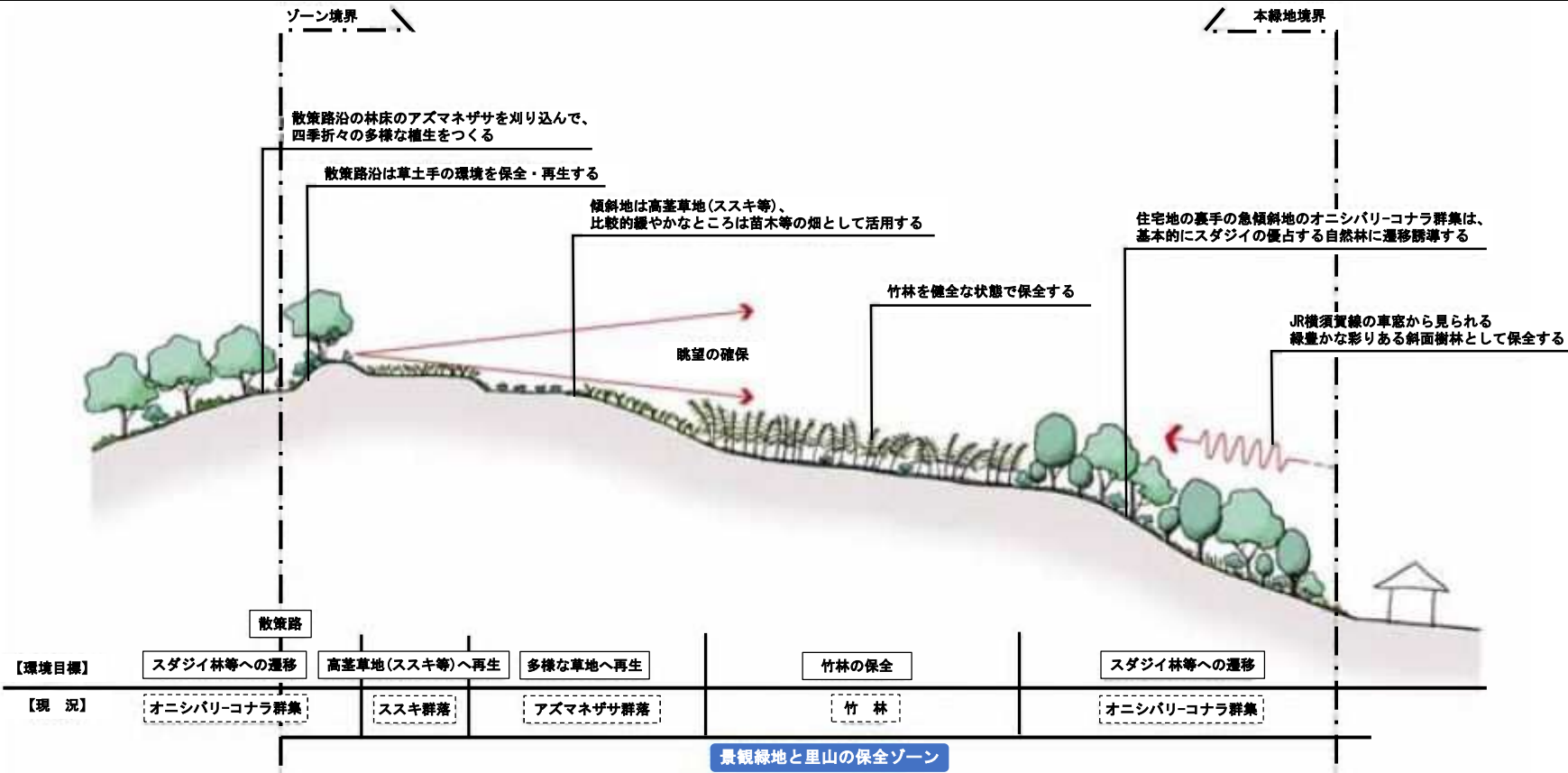


図 景観緑地と里山の保全ゾーンの環境目標イメージ図（左図のD-D'断面）

出展：（仮称）山崎・台峯緑地基本計画

（３）樹林地等の保安全管理

このゾーンでは斜面樹林の保全を通じて、景観保全機能、防災機能、生物多様性保全機能、尾根道の散策利用などのレクリエーション機能等の様々な機能が求められており、「斜面樹林の保全」、「耕作放棄地の環境再生」、「尾根道の展望・散策利用」のための保安全管理がポイントとなる。

したがって、このゾーンはまとまりのある斜面樹林を景観面や防災面から保全することに重点をおき、利用は尾根道の展望・散策利用などの静的・線的な利用にとどめて、自然環境への負荷の軽減を図ることを目的とした樹林地の保安全管理を行う。

① 斜面樹林の保安全管理

鎌倉の玄関口としてＪＲ横須賀線の車窓から北鎌倉の市街地の背景となって見える緑量豊かな斜面樹林として、また、四季を感じさせる彩りのある斜面樹林としての形成をめざす。

なお、表土が薄く地質ももろいため、斜面の樹木が生長し樹冠の重みで主幹が傾斜すると不安定な状況となり、台風などによって倒伏する場合があります、これに伴って斜面の崩壊を招く恐れがある。

したがって、斜面樹林の保安全管理にあたっては、土砂災害危険箇所・急傾斜地崩壊危険区域の指定地は法に基づく対策を基本とするが、指定地でない場合でも急傾斜地でなおかつ斜面下部に住宅地がある場合には、防災面にも十分配慮する必要がある。

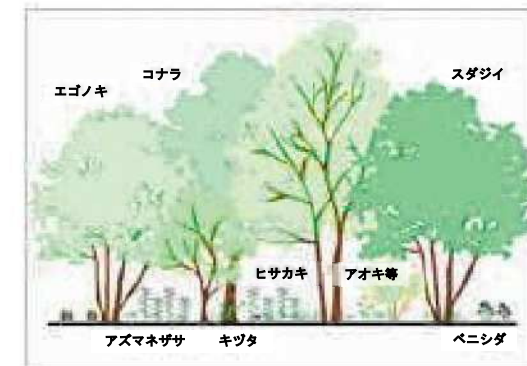
ヤブコウジースダジイ群集やスダジイーコナラ群落など遷移の進んだ二次林は他のゾーンと同様に自然の遷移に委ねることを基本とし、傾斜木を伐採して複層林化を図り多様性を高めて表土の保全を図る。落葉広葉樹二次林として斜面樹林の大半を占めるオニシバリコナラ群集については、斜面地の場合粗放的な巡視管理程度に留め植生遷移に委ねることを基本とするが、特に傾斜した樹木など倒伏の恐れのあるものは上部を軽減するために高伐りまたは伐採することも考えられる。また、里山保全ゾーンに隣接する尾根頂部の緩やかな斜面地では、林床はアズマネザサやアオキなどの下刈りを行い多様性の高い本来のコナラ林に近い複層林の姿を取り戻すことを検討する。

また、竹林は古竹の除伐により健全な竹林として管理することを基本とするが、古くから住宅の裏山の水が多い斜面にその崩壊防止のために植えられていたことを考慮して、保全すべき竹林を明確化する必要がある。

スギ・ヒノキ植林は 枯損木や劣勢樹を除伐しながら広葉樹の生育を促すことにより、針広混交林から段階的に広葉樹林化を図ることを基本とする。

【スダジイーコナラ群落】 管理手法例 自然遷移に任せることを基本とし、良好な樹林として維持する

自然林や遷移の進んだ二次林は、自然遷移に任せることを基本とし、良好な樹林として維持することにより、北鎌倉らしい景観を形成する斜面緑地として市街地環境に潤いを与えるよう努める。



- 初期整備
：傾斜木の伐採
- 年間管理
：必要に応じてツル切り
：侵入竹伐採等
- 長期管理
：－

【オニシバリコナラ群集】の遷移誘導型 管理手法例 スダジイの優占する自然林への遷移を誘導する

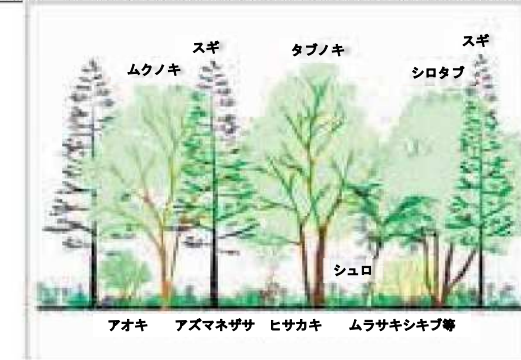
粗放的な巡視管理に止めることで、スダジイの優占する自然林（ヤブコウジースダジイ群集）へと誘導する。



- 初期整備
：傾斜木の伐採
- 年間管理
：巡視管理
- 長期管理
：－

【スギ・ヒノキ植林】 管理手法例 段階的に針広混交林から広葉樹林化を図り、多様性を高める

放置され過密な林分となったスギ・ヒノキ植林地は、劣勢樹除伐、ツル切り実施により広葉樹林化を促進する。



- 初期整備
：劣勢樹除伐
- 年間管理
：ツル切り
- 長期管理
：広葉樹林への移行

出展：（仮称）山崎・台峯緑地基本計画

② 耕作放棄地の環境再生

このゾーンの山ノ内配水池入口からの尾根道沿いにはかつて里山として利用されていたことを感じさせる茅葺材のための茅場やコナラ林、畑地などの耕作放棄地が残されている。これらを本緑地における里山景観として活かすために、かつての里山環境の保全と再生をめざす。

畑地放棄地については、低茎～高茎草地等の多様な草地のほか苗木等の畑としての利用などの環境再生を図る。

茅場として維持されていた急傾斜地については、高茎草地であるススキ草地として再生するための保全管理を行いながら、ススキ草地を前景とした円覚寺・六国見山への遠望などを楽しめる展望休憩スペースとして活用する。

なお、茅場はもともと屋根葺き用のカヤを刈り取るために集落毎に共同で維持されていたものであり、毎年刈り取ったカヤを茅場から持ち出すことによって、土壌を貧栄養に保つことが良いカヤを得るためにも必要なことであった。しかしながら、茅葺用のカヤを必要としない現代においては、持ち出したカヤをどのように活用するか、粉碎後に堆肥化して畑で利用するなど本緑地内での活用方法を検討し、新たな物質循環を形成する必要がある。

また、草刈り等の管理作業の実施にあたっては、冬枯れのススキ株が昆虫の越冬場所となっている場合等を考慮して、一区画の刈り残しや地際から数十cm 程度から刈り取るなど、生物への影響をできるだけ回避するための方法をモニタリングを行いながら検討する。

【ススキ群落】 管理手法例 茅場（カヤマ）等の多様な草地として環境再生を図る

かつて茅場として利用されていたところについては、ススキ草原等の高茎草地として再生する。



ススキ、ハギ、オミナエシ等

- 初期整備
：ササ等の伐採・搬出、ツル切り
- 年間管理
：晩秋から冬にかけての時期に年1回の刈り取り
- 長期管理
：－

③ 尾根道の樹林地の保全管理

尾根道を活用した散策路については、樹林の林縁部における環境の多様度を高めるとともに、散策路としての利用のために見通しを確保するなど、防犯を含めた快適性の向上に配慮した保全管理を行う。

なお、林床の下刈り等の管理作業の実施にあたっては生物への影響をできるだけ回避するためにモニタリングを行いながら、林床のアズマネザサ等を散策路の沿道部に限定して部分的あるいはモザイク状に行うことを検討する。

また、富士山への遠望など特に本緑地からの魅力ある優れた眺望地点においては、その視線を妨げる樹木の一部を枝払い等によって透かすなどの必要最小限の手入れを実施し、本緑地のレクリエーション機能を高めることを検討する。

④ サクラの古木の保全

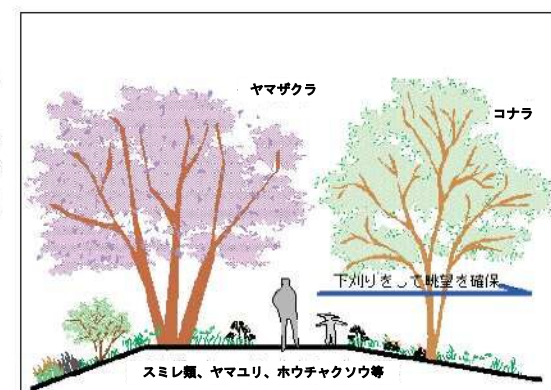
かつて生活道として利用されていたころの道標として、尾根道沿いにはオオシマザクラ等のサクラが多数植えられており、古木となったそれらは本緑地に風格を与え、斜面に残されたヤマザクラとともに春の里山景観を彩る重要な景観要素となっている。

これらのサクラは場所によっては、周囲のスギ・ヒノキ植林の樹木による圧迫や、尾根道の利用者による根元の踏圧によって樹勢の衰えが心配されるものもある。

したがって、散策路はサクラの根元の踏圧を避けるために一部を迂回するか、または根元を保護するための囲いを設ける。また、定期的な巡視により覆いかぶさる木の枝降ろしや除伐を行ってサクラの古木の保全を図ることを検討する。

管理手法例 林床が明るく、安心して歩ける空間を維持する

尾根沿いに植えられたサクラは、踏圧による影響を防止しながら、散策や展望休憩利用に活かす。



- 初期整備
：ササ等の刈払い
- 年間管理
：年1回程度の草刈り
- 長期管理
：－

出展：（仮称）山崎・台峯緑地基本計画

3.10 事業スケジュール

◇山崎・台峯緑地（都市緑地）事業スケジュール

